



報道機関各位

平成30年7月3日
室蘭開発建設部 広報官

国道37号^{はくちようおおはし}白鳥大橋 通行規制期間変更のお知らせ

室蘭開発建設部では、白鳥大橋の老朽化対策の一環として行っている舗装の取替え工事に伴い、通行規制を5月14日（月）から実施していますが、工事が順調に進捗し早期に完了する見通しとなったため、規制期間を下記のとおり変更しますのでお知らせいたします。

通行規制により、道路利用者の皆様には大変ご不便をお掛けしておりますが、規制解除までの間、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 変更通行規制期間

（変更前）平成30年5月14日（月）～平成30年7月26日（木）

（変更後）平成30年5月14日（月）～**平成30年7月10日（火）午後12時**
変更の理由：悪天候等による工事の遅延が発生せず、順調に工事が進捗したため

2 通行規制区間

国道37号^{じんやまち しゆくづちよう}室蘭市陣屋町～祝津町（規制延長 L=1.5 km）

※上り線（祝津町から陣屋町方面に走行する車線）は工事を実施するため終日通行できません。

下り線（陣屋町から祝津町方面に走行する車線）を使用して片側交互通行規制を行います。

※通行規制区間に変更はありません。

3 通行規制内容

規制期間中は終日、片側交互通行規制を行っております。

※通行規制内容に変更はありません。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部

室蘭道路事務所 所長 ^{ふるたに}古谷 ^{ひろゆき}浩幸 電話 0143-85-3135

道路整備保全課 課長 ^{いしづか}石塚 ^{たつや}達也 電話 0143-25-7047

室蘭開発建設部ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>

